



金沢市公報

第 2 4 9 9 号

平成17年(2005年)11月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
平成17年10月25日付けで専決処分した平成17年度金沢市一般会計補正予算の要領の公表について (財 政 課)	1
金沢市地方競馬電話投票実施要綱の一部改正について (農林総務課)	2
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について (")	2
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術を担当させる者の指定について (")	2
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (")	3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (")	3
公 告	
予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	4

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について (区画整理課)	4
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (")	5
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	5
教育委員会告示	
平成18年度金沢市立工業高等学校本科第1部(全日制)及び本科第2部(定時制)の課程並びに専攻科の第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校)	5
消防本部公告	
消防車のサイレンの使用について(警 防 課)	11
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	12
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	12
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	12

告 示

●金沢市告示第297号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成17年10月25日付けで専決処分した平成17年度金沢市一般会計補正予算(第5号)の要領を次のとおり公表します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

平成17年度金沢市一般会計補正予算(第5号)

平成17年度金沢市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算のうち、「第1表 歳出予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正する。

第1表 歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		12,962,795 千円	2,520 千円	12,965,315 千円
	1. 総務管理費	9,603,569	2,520	9,606,089
14. 予備費		20,000	2,520	17,480
	1. 予備費	20,000	2,520	17,480
歳出	合計	157,748,066	0	157,748,066

●金沢市告示第298号

金沢市地方競馬電話投票実施要綱（平成9年告示第233号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

第4条第5号中「第4号、第6号又は第7号」を「第5号、第7号又は第8号」に改める。

●金沢市告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
すみれクリニック	金沢市此花町3番2号 金沢駅前第1ビル2階	平成17年7月1日
医療法人社団 村上歯科医院	金沢市法光寺町214番地	平成17年7月1日
石引ファーマライズ薬局	金沢市石引1丁目8番8号	平成17年7月1日
KKR北陸訪問看護ステーション	金沢市泉が丘2丁目13番43号	平成17年7月1日
村田医院	金沢市矢木2丁目212番地	平成17年8月1日
わせだクリニック	金沢市安江町11番14号	平成17年8月1日
ラパーク歯科	金沢市西泉4丁目11番地 長崎屋ラパーク金沢店2階	平成17年8月1日
アカツキ歯科医院	金沢市暁町5番21号	平成17年6月1日

●金沢市告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
上田歯科医院	金沢市泉1丁目7番4号	平成17年6月1日
独立行政法人 国立病院機構 金沢若松病院	金沢市若松町セ103番地1	平成17年6月30日
すみれクリニック	金沢市此花町7番8号 カーニープレイス金沢第2ビル3階	平成17年6月30日
村田医院	金沢市矢木2丁目212番地	平成17年7月31日
わせだクリニック	金沢市下近江町26番地 むらはたビル4階	平成17年7月31日

●金沢市告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
島 田 裕紀夫	金沢市茨木町43	ほねつぎ治宝医	金沢市此花町3番5号 ライブ1ビル505	平成17年5月1日

●金沢市告示第302号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種類
ツクイけんろく	(1) 事業所番号 17201300044117 (2) 事業所の名称及び所在地 ツクイけんろく 金沢市石引4丁目2番9号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社 ツクイ 横浜市港南区上大岡西1-6-1 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 津久井 督六 横浜市港南区日限山4-3-6	平成17年 7月1日	居宅介護
独立行政法人 国立病院機構 医王病院	(1) 事業所番号 17201300045122 (2) 事業所の名称及び所在地 独立行政法人国立病院機構 医王病院 金沢市岩出町二73番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 独立行政法人国立病院機構 医王病院 金沢市岩出町二73番地 (2) 代表者の氏名及び住所 医王病院院長 勝見 哲郎 石川県白山市倉光7丁目59	平成17年 7月1日	デイサー ビス

●金沢市告示第303号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種類
独立行政法人 国立病院機構 医王病院	(1) 事業所番号 17201100064125 (2) 事業所の名称及び所在地 独立行政法人国立病院機構 医王病院 金沢市岩出町二73番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 独立行政法人国立病院機構 医王病院 金沢市岩出町二73番地 (2) 代表者の氏名及び住所 医王病院院長 勝見 哲郎 石川県白山市倉光7丁目59	平成17年 7月1日	デイサー ビス

●金沢市告示第304号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示します。

平成17年11月1日

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種類
独立行政法人 国立病院機構 医王病院	(1) 事業所番号 17201200080120 (2) 事業所の名称及び所在地 独立行政法人国立病院機構 医王病院 金沢市岩出町二73番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 独立行政法人国立病院機構 医王病院 金沢市岩出町二73番地 (2) 代表者の氏名及び住所 医王病院院長 勝見 哲郎 石川県白山市倉光7丁目59	平成17年 7月1日	デイサー ビス

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの
- 3 予防接種を行う期間
平成17年10月21日から同年12月31日まで
ただし、平成17年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定するもののうち平成17年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成18年1月7日とする。
- 4 予防接種を行う場所
別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
 - (6) 今までに免疫不全の診断がされている者
 - (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
橋 本 憲 三	はしもと内科クリニック	野々市町上林4丁目651番地1
小 畑 貴 司	千木病院	金沢市千木町へ33番地1

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

施行者の氏名	事業施行期間	施行地区	土地区画整理事業の名称	事務所の所在地	施行認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市	平成16年 3月1日から 平成22年 3月31日まで	(1) 施行地区 金沢市福増町上、南、口及び八の各一部、並びに中屋町南及び西の各一部 (2) 工区 (第1工区) 金沢市福増町上、口及び八の各一部、並びに中屋町南及び西の各一部 (第2工区) 金沢市福増町上、南及び口の各一部、並びに中屋町南の一部	金沢市いなほ工業団地土地区画整理事業	金沢市広坂1丁目1番1号	平成16年 2月23日	平成17年 10月31日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市無量寺第二土地区画整理組合	平成16年11月1日から 平成24年3月31日まで	金沢市無量寺町イ、口、八、二及びホの各一部、並びに畝田東4丁目の一部	金沢市無量寺1丁目99番地	平成16年 10月22日	平成17年 10月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成17年11月1日

金沢市長 山 出 保

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第18号

平成18年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）及び本科第2部（定時制）の課程並びに専攻科の第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成17年11月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

平成18年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）及び本科第2部（定時制）の
課程並びに専攻科の第1学年入学者募集要項

1 本科第1部（全日制）

(1) 出願資格

志願者及び保護者が県内に居住し（入学までに県内に居住する場合を含む。）、かつ、志願者については次のいずれかに該当する者

ア 平成18年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込

みの者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定に該当する者

(2) 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員	備 考
機 械 テ ク ノ ロ ジ ー 科	80人	学年制・2学期制で、第2学年から機械テクノロジー科はメカニクス・システム・エコテクノロジー、情報システム科は電気・情報通信・情報の各コースに分かれる。
情 報 シ ス テ ム 科	80人	
建 築 科	40人	
土 木 科	40人	

(3) 出願手続

ア 入学志願者（本科第1部に志願する者をいう。以下この1において同じ。）は、石川県内（以下「県内」という。）にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。

イ 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下この1において「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

ウ 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。

エ 県外からの入学志願者及び(1)のイの学校教育法施行規則第63条の規定に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

オ 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

(4) 志願変更

ア 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

イ 志願変更手続

(ア) 志願変更希望者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

(イ) 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、(ア)に準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

(ウ) 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間中にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

(5) 出願及び志願変更等の期間

ア 入学願書受付期間

平成18年2月16日（木）から同月21日（火）まで

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間中に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、(10)のエ及びオによるものとする。

イ 志願者数公表

平成18年2月21日（火）午後3時30分に、本校において行う。

ウ 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成18年2月24日（金）から同月28日（火）まで

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

エ 調査書等の提出期間

平成18年2月28日(火)から同年3月2日(木)まで

なお、ア、ウ及びエについての毎日の受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成18年2月21日(火)及び同月28日(火)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

(6) 入学者選抜方針

入学者の選抜は、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次のとおり選抜方針を定める。

ア 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要書類及び選抜のための学力検査等の結果を資料として本校校長が行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

イ 調査書等による内申と各教科の学力検査の成績結果との取扱いについては、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査することとし、学力検査2日目の検査結果も十分参考にする。

(7) 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

(8) 学力検査

ア 学力検査は、平成18年3月8日(水)及び同月9日(木)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

イ 学力検査1日目には、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の5教科の学力検査について実施し、次の日程により行う。

3月8日(水)	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~12:10	13:10~14:00	14:20~15:10
	国語	数学	社会	理科	英語

* 各教科100点満点

ウ 学力検査2日目には、次の日程により面接及び作文を実施する。

3月9日(木)	9:00~
	面接・作文

(9) 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成18年3月16日(木)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

(10) 通学区域及び県外からの出願

ア 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

イ 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第4項に定める入学志願特別事情具申書を平成18年1月13日(金)以降に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

ウ 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みのもの又は卒業したものについては、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

エ 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査のうえ、特例として出願を認めることがある。

オ エの特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成18年2月24日(金)から同月28日(火)午後3時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(11) 帰国生徒の出願

ア 県内中学校に在籍する帰国後3年未満の帰国生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添え

て、出願手続を行うものとする。

イ 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

(12) 学力検査における特別措置

ア 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。

イ 本校校長は、石川県教育委員会と協議のうえ、措置事項について中学校長に通知するものとする。

ウ 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成18年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項12の(1)の例による。

(13) 推薦入学

次の学科について実施する。

ア 募集人員 102人

学 科	募 集 人 員
機 械 テ ク ノ ロ ジ ー 科	33人
情 報 シ ス テ ム 科	33人
建 築 科	18人
土 木 科	18人

イ 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成18年3月に石川県内の中学校を卒業見込みの者のうち、次に掲げる要件を満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

(ア) 当該学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。

(イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

(ウ) 調査書の各記録が優良であること。

(エ) 中学校長の推薦を得た者であること。

ウ 出願方法及び出願手続

(ア) 出願は、一人1学科に限る。

(イ) 推薦入学を志望する者(以下「推薦入学志願者」という。)は、所定の推薦入学願書(以下「推薦入学願書」という。)に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、(3)のウに定めるところによる。

(ウ) 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成18年2月28日(火)から同年3月2日(木)までに本校校長に提出すること。

エ 出願期間

出願受付期間は平成18年2月2日(木)及び同月3日(金)とし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

オ 面接

(ア) 面接は、平成18年2月9日(木)に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00 ~ 9:30	9:30 ~ 9:45	10:00 ~
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

(イ) 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

(ウ) 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

カ 推薦入学者の選抜

(ア) 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

(イ) 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合

的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

キ 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

(ア) 平成18年2月14日(火)午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

(イ) 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成18年2月14日(火)に各中学校長に送付する。なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

ク 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成18年3月16日(木)正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

ケ 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた生徒の取扱いについては、平成18年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項11の例による。この場合において、入学検定手数料(現金)の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該生徒が再度公立高等学校の一般入学に申し込まない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

(14) その他

ア 詳細については、石川県教育委員会が定める平成18年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成18年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成18年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

イ 入学願書及び本校の募集要項は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒(角形2号)に240円分の切手を貼付したものを同封して、本校へ直接申し込むものとする。

2 本科第2部(定時制)

(1) 出願資格

県内に居住し、又は勤務している者(入学までに県内に居住し、又は勤務する者を含む。)で、次のいずれかに該当するもの

ア 平成18年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

イ 学校教育法第47条及び学校教育法施行規則第63条の規定に該当する者

(2) 募集定員 40人

学 科	募 集 人 員	備 考
産 業 技 術 科	40 人	単位制・2学期制で、3年から機械・電気・建築の各コースに分かれる。

(3) 出願手続

ア 入学志願者(本科第2部に志願する者をいう。以下この2において同じ。)は、所定の入学願書に入学検定手数料950円を添え、原則として在学又は出身中学校長(以下この2において「中学校長」という。)を経由して本校校長に提出するものとする。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、1の(3)のウに定めるところにより、期間中に到着したものに限り受け付ける。

イ 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書を本校校長に提出するものとする。

ただし、調査書を期間中に提出できない事情がある者については、中学校長が発行した成績証明書等をもってこれに代えることができる。

(4) 出願等の期間

入学願書の受付期間、調査書の提出期間等は、次のとおりとする。

入 学 願 書 の 受 付 期 間	平成18年3月1日(水)から同月22日(水)まで
調 査 書 の 提 出 期 間	
受 付 時 間	午前9時から午後4時まで

ただし、日曜日、土曜日及び祝日は、受付をしない。

(5) 入学者選抜方針

ア 入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書その他必要書類及び選抜のための学力検査等の結果を資料

として本校校長が行う。

イ 調査書等による内申及び学力検査の成績結果の取扱いは、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査するものとし、面接の結果も十分参考にする。

ウ 満20歳以上（平成18年4月1日現在）の者については、申出によって学力検査を行わず、中学校長から提出された調査書等の必要書類、面接及び作文を資料として選抜を行うこと（以下「成人特別選抜」という。）ができるものとする。

(6) 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

(7) 学力検査等

ア 学力検査及び面接は、次の日程により、成人特別選抜によらない入学志願者全員について、本校において行う。

平成18年3月24日（金）	9：00～9：40	9：55～10：35	10：45～
	国語	数 学	面 接

イ 成人特別選抜による志願者全員については、次の日程により作文及び面接を実施する。

平成18年3月24日（金）	9：00～9：40	9：55～
	作 文	面 接

(8) 合格者の発表

合格者の発表は、平成18年3月28日（火）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

(9) 通学区域及び県外からの出願

ア 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

イ 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則第17条第4項に規定する入学志願特別事情具申書を入学願書の受付期間中に本校校長に提出するものとする。

ただし、その出願理由等が明らかでない者については、この入学志願特別事情具申書の提出を求めることなくその入学願書を受取することができるものとする。

ウ イにかかわらず、福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みのもの又は卒業したものについては、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

(10) 第2次募集

ア (8)の合格者の数が募集定員に満たない場合には、第2次募集を行うことがある。

イ 第2次募集の実施については、本校校長がその必要の有無を判断し、金沢市教育委員会及び石川県教育委員会と協議して実施する。

ウ 出願手続等は、第1次募集に準じて取り扱うものとする。

エ 詳細については、平成18年3月29日（水）以降、本校へ直接問い合わせること。

(11) その他

ア 詳細については、石川県教育委員会が定める平成18年度石川県公立高等学校定時制の課程第1学年入学者募集要項及び平成18年度石川県公立高等学校定時制の課程入学志願者取扱要項による。

イ 入学願書は、本校から受け取るものとする。この場合において、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒（角形2号）に240円分の切手を貼付して、本校へ直接申し込むものとする。

3 専攻科（夜間部）

社会人のリカレント教育及び電気と建築の各種資格取得のための専門教育を行うことを目的としている。

(1) 出願資格

ア 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者又は平成18年3月に高等学校を卒業見込みの者

イ アと同等以上の学力があると認められた者

(2) 修業年限

2年（夜間）

(3) 募集定員 30人

学 科	募 集 人 員
電 気 科	15 人
建 築 科	15 人

(4) 出願手続

入学志願者（専攻科に志願する者をいう。以下この3において同じ。）は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。

ア 入学願書

所定の入学願書に入学検定手数料950円を添え、当該手数料は現金をもって納入するものとする。なお、一度納入された入学検定手数料及び提出された志願に関する書類は、いかなる場合でも返還しない。

イ 証明書

高等学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書及び高等学校の成績証明書

ただし、高等学校卒業程度認定試験の合格者（廃止前の大学入学資格検定の合格者を含む。）は、合格証明書及び当該試験の成績証明書

ウ 顔写真

正面、上半身、無帽、無背景で、大きさは縦4.0cm×横3.0cm程度とし、出願前3箇月以内に撮影したもの1枚（裏面に氏名を明記のこと。）

(5) 入学願書の受付期間等

入学願書の受付期間、証明書等の提出期間等は、次のとおりとする。

入学願書の受付期間 証明書等の提出期間	平成18年3月1日（水）から同月15日（水）まで
受付時間	午前9時から午後9時まで

なお、日曜日及び土曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは簡易書留とし、期間中に到着したものに限り受け付ける。

(6) 学力検査等

学力検査、作文及び面接は、次の日程により入学志願者の全員について、本校において行う。

平成18年3月17日（金）	18：30～19：10	19：20～20：00	20：10～
	数 学	作 文	面 接

(7) 合格者の発表

合格者の発表は、平成18年3月22日（水）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

(8) その他

ア (7)の合格者の数が募集定員に満たない学科については、第2次募集を行うことがある。

イ 入学願書は、本校から受け取るものとする。この場合において、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒（角形2号）に240円分の切手を貼付して、本校へ直接申し込むものとする。

4 入学者募集に関する問い合わせ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

消 防 本 部 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成17年11月1日

金沢市消防長 宮 村 正 雄

場所 金沢市中央消防署管轄区域内

日時 平成17年11月13日 午前9時から午前9時30分まで

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成17年11月13日 午前10時から午前10時30分まで

場所 金沢市金石消防署管轄区域内

日時 平成17年11月13日 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第18号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成17年11月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成17年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 大桑第3土地区画整理事業地の一部
 - (2) 諸江町及び吉原町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成17年11月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成17年11月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
469	キタカミ	金沢市直江町イ45番地3
470	杉本工業	金沢市福久町ヘ46番地3

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成17年11月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成17年11月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
480	ヒロセ工業	石川県白山市美川中町イ16番地38
481	キタカミ	金沢市直江町イ45番地3
482	米田設備	河北郡内灘町字向栗崎3丁目177番地

平成17年(2005年)11月1日 印刷
平成17年(2005年)11月1日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄